

第5章 県民総ぐるみで学び参加する環境保全行動

第1節 環境保全行動につながる環境教育・啓発の推進

1 多様な人材及び豊かな地域資源を活かした環境教育の推進

現 状

- 地球温暖化をはじめとした様々な環境問題が深刻化するなか、県民、事業者及び行政等があらゆる活動を展開するに当たって、環境への配慮を当たり前のこととして行う社会の実現が求められており、環境保全行動及びそれにつながる環境教育の重要性が高まっています。
- 環境教育の総合的な推進体制のもと、「熊本県環境教育基本指針」に基づき、家庭、地域、学校、事業者、民間団体、行政等のあらゆる主体が連携・協力を図りながら、環境教育を推進しています。
- 地域や学校等における環境教育の担い手となる人材が育成されています。特に、本県環境教育の拠点である熊本県環境センターでは、環境教育に関する様々なプログラムが実施されるとともに、環境教育指導者やエコロジストリーダーなどの担い手が集積されています。
- 世界遺産に登録された万田坑、ラムサール条約に登録された荒尾干潟、世界農業遺産に登録された阿蘇、公共関与産業廃棄物管理型最終処分場エコアくまもと等のように、環境教育の素材として活用できる地域資源が各地に存在しています。

課 題

- 環境保全行動及び環境教育の重要性が高まるなか、ニーズの拡大に対応するため、主体的に環境保全に取り組む人材や環境教育の指導者となり得る人材の更なる育成・確保が必要です。
- 環境教育の効果を高めるためには、実際に体験させることが有効であり、各地に存在する地域資源を学習素材として活用することが求められています。

施策の方向性

- 地球温暖化防止活動推進員やエコロジスト・リーダー、水生生物調査指導員、森林インストラクター等の育成・確保又は研修等によりその質の向上を図ります。
- 「地域資源を活用した環境教育プログラム」を熊本県環境センターや公共関与産業廃棄物管理型最終処分場エコアくまもとを県南・県北地域の拠点とし、それぞれの特色を生かしつつ連携を図りながら実施します。また、そのための指導者の育成・確保を図ります。

2 家庭、地域社会、職場などにおける環境教育の推進

現 状

- 熊本県環境センターや天草・富岡ビジターセンター等において、セミナーや企画展示等の館内学習をはじめ、自然体験イベント、出前講座等の実施により環境教育を推進しています。
- 家庭や職場における節電・省エネをはじめ、地域の環境保全活動、企業や民間団体の環境貢献事業等、自主的な取組が行われており、環境保全への理解が促進されるなど、環境について学ぶ機会となっています。
- 一人ひとりが環境に配慮した消費活動について学ぶ機会が提供されています。

課 題

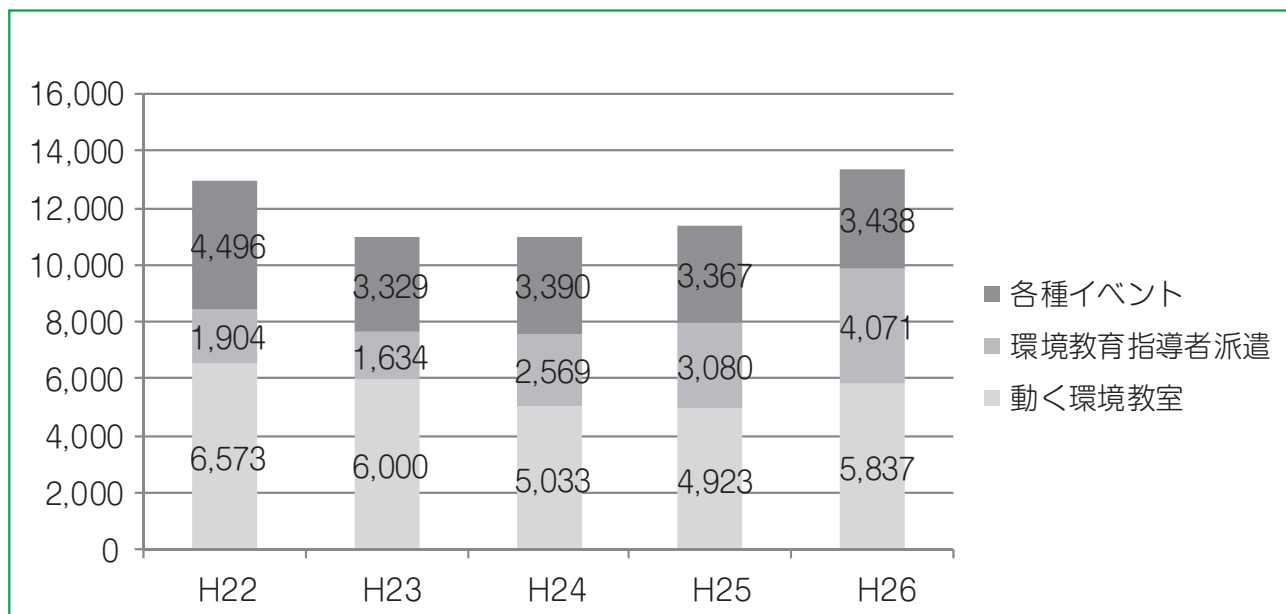
- 環境保全に向けた自主的な取組が継続して行われるように、幼児から大人まで切れ目なく、また、あらゆる分野を対象として環境保全について学ぶ場や機会を拡充する必要があります。
- それぞれの場における環境教育が、他の場における環境教育や環境保全行動につながるよう、各主体とのさらなる連携・協働の強化を図る必要があります。
- 環境に配慮した消費活動についての知識を取得し、適切な行動に移すことができる教育の機会を提供する必要があります。

施策の方向性

- 熊本県環境センターにおいては、体験型展示の工夫など来館者への環境学習、地域や企業等における学習会等に専門家を派遣する「環境教育指導者派遣」や指導員が出向いて環境学習を行う「動く環境教室」、自然体験イベント等により、学習機会の一層の充実を図ります。
- 天草・富岡ビジターセンターにおいては、館内の企画展示や体験活動等により、自然とふれあう機会の提供を図ります。
- 熊本県博物館ネットワークセンターにおいては、学校や市町村等と連携した自然観察会、講座等の開催や、熊本市立熊本博物館へのサテライト展示等の実施により、また、熊本県生涯学習推進センターにおいては県民向け講座の開設等により、身近な地域の自然や文化について学習する機会の提供を図ります。
- 各主体が行う自然体験、農業体験、里山保全、地下水かん養、エコツーリズム、世界ジオパークなど地域に密着した活動や人的ネットワークを活かし、環境教育や環境保全行動の波及を図ります。
- 「熊本県消費者教育推進計画」に基づき、環境に配慮した消費活動について事業者や関係

団体等と連携し、積極的な情報共有等に取り組むとともに、消費者教育の担い手となる人材の育成・確保に努め、効果的な学習機会の拡充を図ります。

(図5-1) 環境学習促進事業参加者数



出典：環境立県推進課作成

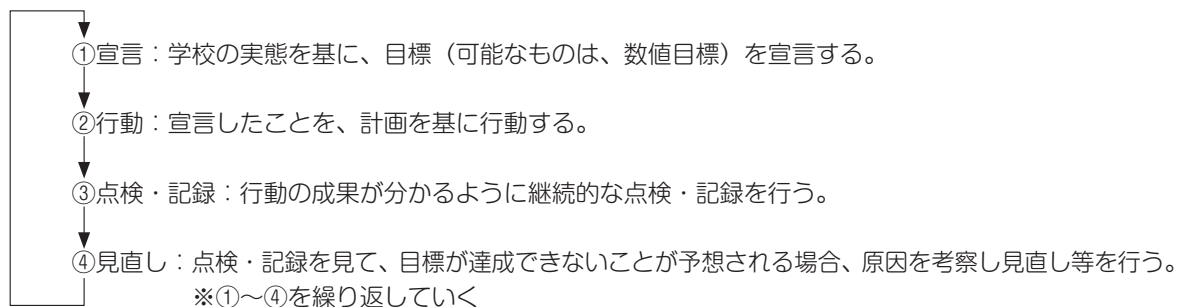
3 学校などにおける環境教育の推進

現 状

- 公立小中学校及び県立学校において、環境教育担当を校務分掌に位置付け、全体計画・年間指導計画を作成し、環境教育に取り組んでいます。
- 小中学校の教員を対象とした環境教育に関する研修会を、県立教育センター等で行っています。
- 県立学校においては、環境教育研究推進校の指定（指定期間：2年間）を、平成21年度から実施しています。
- 「水俣に学ぶ肥後っ子教室」^(※)として、平成23年度から県内全ての公立小学校の5年生児童を水俣へ派遣し、水俣病に関する正しい理解を図るとともに、公害被害から環境再生へと立ち上がる水俣市の姿を、語り部の講話、水俣病に関する展示資料の閲覧等を通して学んでいます。学習を深めたり、広げたりしながら、差別や偏見を許さない心情や態度、環境保全活動への実践意欲を育成しています。
- 学校版環境 I SOに取り組み、学校、家庭、地域が一体となって、「宣言（環境にやさしい学校づくりを進めるために、やっていること、やりたいことを宣言）」、「行動（宣言したことを行動）」、「記録（やっていることを成果が分かるように記録）」、「見直し（記録を見て、新たな環境行動）」を行うことで、環境問題の解決に向けた体制づくりを推進しています。
- 公立小中学校においては、学校版環境 I SOに、平成19年度から県内すべての公立小中学校が取り組んでいます。
- 水環境教育として、水のお話し会（幼稚園・保育園）、水の学校（小学校）、水の作文コンクール（中学生）を実施しています。また、川の水質調査として水生生物の観察を行っています。
- 幼児向けの環境教育を推進するため、幼児環境教育マニュアル及び教材を作成し、マニュアルを県内全幼稚園・保育園に配布しました。また、教材を活用した出前講座を実施しています。

学校版環境 I SOについて

自分たちが暮らす海、山、川、水及び大気を守り伝えていくために環境にやさしい学校づくりを児童生徒・教職員が話し合い、全校をあげて実践活動に取り組み、環境について考える機会と実践を通して将来を担う子供たちの環境に対する意識を高めることを目的としています。



課 題

- 「水俣に学ぶ肥後っ子教室」については、全ての学校で一層の充実を図るために、事前学習から学校と訪問施設との連携を十分に図る必要があります。
- 学校版環境ＩＳＯについては、各学校の取組が高いレベルで達成されてきていますが、その取組を家庭や地域へ広げたり、地域へ貢献したりする等の取組の充実を図る必要があります。
- 各教科の特質に応じた学習の充実や環境教育担当者への研修を引き続き実施する必要があります。
- 県立学校においては、環境教育が校務分掌等に位置づけられ、全体計画・年間指導計画を作成し取り組んでいます。学習指導要領における環境教育の主旨を踏まえた指導計画の見直しが必要となっています。

施策の方向性

- 「水俣に学ぶ肥後っ子教室」については、指導資料の活用及び訪問施設との連携など事前学習から事後学習までの取組の一層の充実を推進します。
- 学校版環境ＩＳＯについては、各学校における取組の一層の充実と、家庭や地域との連携を図る取組を推進します。
- 県立学校における環境教育研究推進校の指定、指定校の研究成果の一層の普及に努めます。
- 公立小中学校及び県立学校の環境教育担当者を対象とした研修会を実施します。
- 公立小中学校では、教科等の特質に応じた環境に関する学習の充実を図るために、環境教育についての校内研修等の確実な実施と、環境学習指導資料「学校における環境教育の一層の充実」の活用を推進します。
- 県立学校では、学習指導要領に基づいた指導計画の見直しにより、教科等間の関連を図るとともに、保護者・地域と連携した環境教育の推進に努めます。

(※)「水俣に学ぶ肥後っ子教室」

(1) 目的

「環境立県くまもと」づくりの担い手である熊本の子供たちに、水俣病への正しい理解を図り、差別や偏見を許さない心情や態度を育むとともに、環境や環境問題への関心を高め、環境保全や環境問題の解決に意欲的に関わろうとする態度や能力を育成することを目的に実施する。

(2) 学習を進めるに当たって

本教室の目的を実現させるためには、社会科で公害について学習する小学校5年生の児童が、実際に水俣市を訪問し、水俣市立水俣病資料館や熊本県環境センター等で学び、水俣病に対する正しい理解を図るとともに、公害被害から環境再生へと立ち上がる水俣の姿を体験的に学習することが効果的であると考えます。

また、事前学習、事後学習の充実を図り、一連の学習過程の中で、児童が自ら課題を見つけ、情報を収集し、判断し、行動を起こすような、主体的な学習を展開させることが大切である。

さらに、本教室を通して、児童が水俣病に苦しむ人たちやその家族の思いや願いに触れながら、自分の生き方を振り返る中で、人権を大切にしようとする生き方の理解を図るとともに、本教室が、水俣病に対する差別や偏見の拡散につながらないように指導していくことが重要である。

なお、本教室を通して、児童が人権や環境について学び、「差別や偏見を許さない心情や態度」や「環境保全活動への実践意欲や態度」を身に付け、さらに、これを自分の生活に生かしながら、実践力へと発展させていくことが重要である。

(3) 教育課程への位置付け

本教室を人権教育及び環境教育の全体計画に位置付け、年間指導計画を作成する。その際、水俣市訪問の指導内容と、各教科、総合的な学習の時間、特別活動及び道徳における指導内容との関連を明確にして計画を作成することが大切である。

【原則として訪問する施設】

| テーマ | 水俣病について学ぶ | | 環境について学ぶ |
|--------|---------------------------------|--------------------------|---|
| 重点化の視点 | ・水俣病の歴史 ・語り部講話 等 | ・水俣病のあらまし ・水俣病の原因究明 等 | ・水環境・ごみ問題 ・大気・エネルギー 等 |
| 施設名 | ・水俣市立水俣病資料館 | ・国立水俣病情報センター | ・熊本県環境センター |
| 主な学習内容 | ○語り部講話 ○展示物・資料閲覧 ○ビデオ映像視聴 | ○展示資料の閲覧 ○ビデオ映像視聴 | ○環境問題に関する講話 ○各種の体験学習 ・パケットテスト等実験 ・買い物疑似体験 ○館内施設による学習 ○関連図書・資料の閲覧 |

4 環境意識の醸成を図るための情報発信

現 状

- 環境に関する情報については、ホームページや広報誌の他、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等の様々なマスコミュニケーションを活用し、提供しています。
- 環境教育や環境保全に関する各種施策は、毎年、進捗状況とその効果等について調査を行い、ホームページや刊行物等で公表しています。また、ホームページの中では、特に環境に関する情報を総合的に提供するポータルサイトを開設しています。

課 題

- 家庭、地域、学校、職場等のあらゆる主体から、環境教育や環境保全行動への参加と協力が得られるよう、情報を効果的に発信する必要があります。
- 児童、生徒の主体的な学習や教職員の教材作成の他、各主体における環境学習等のため、必要な情報が入手できるよう、情報基盤を整備していく必要があります。

施策の方向性

- ホームページの他、様々な広報媒体による情報提供はもとより、各種イベントや出前講座等の場を活用し、効果的な普及、啓発に努めます。
- 熊本県環境白書等の各種刊行物やホームページ、ポータルサイト等は、各主体において積極的に活用されるよう、環境に関する情報を幅広く収集し、内容を充実させるとともに、分かりやすいものとなるよう努めます。

【環境保全行動につながる環境教育・啓発の推進に係る数値目標】

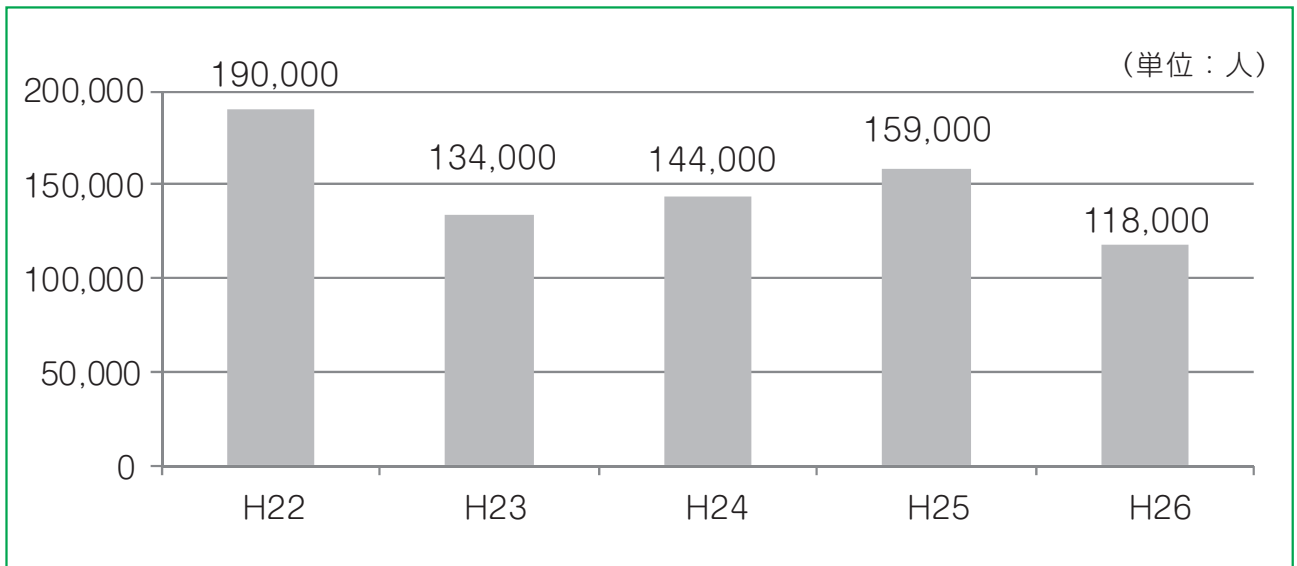
| 指標 | 現状 | 目標値 (H32) | 目標設定の考え方 |
|--|-----------------|--------------|--------------------------------|
| 学校版環境 ISO において前年度 の取組をもとに実態に応じた 数値目標を設定し、見直しや 家庭・地域と連携した取組を 行った公立小中学校の割合 | 98% (H26) | 100% | 全ての公立小中学校において 取組の充実や広がりを目指す |
| 学校版環境 ISO に取り組む県 立高校の割合 | 100% (H26) | 100% | 全ての県立高校において取り 組む |
| 動く環境教室実施回数(年間) | 90回 (H26) | 80回 | 過去の実績を考慮 (参考)過去3年平均:77回 |
| 熊本県環境センター 主催事業参加者数 (年間) | 3,438人 (H26) | 3,500人 | 過去の実績を考慮 (参考)過去3年平均:3,398人 |

第2節 自主的な環境保全行動の推進

現 状

- 本県では6月を「熊本県環境月間」、6月第1日曜日を「熊本県民環境美化行動の日」と定めています。期間中には、県内各地の河川や公園等で、多くの県民が環境保全活動等に取り組んでいます。
- 昭和63年度に「くまもと景観賞」を、平成3年度に「くまもと環境賞」を、平成25年度に「くまもと環境大賞」を創設し、優れた取組などを表彰しています。
- 熊本の県民性を生かし気候や風土などに合わせて、昔ながらの知恵や最新の省エネ技術を取り入れた環境配慮型のライフスタイル・ビジネススタイル「くまもとらしいエコライフ」を、県民運動として推進しています。
- 「総ぐるみくまもと環境フェア」や各種セミナー・キャンペーン、地域への講師派遣等、県民が気軽に楽しく環境問題について学び、具体的な行動のきっかけとなるような機会の拡大を図っています。
- 地域での環境保全行動を促すため、地球温暖化防止活動推進員が、各地できめ細やかな普及啓発を実施しています。
- 県内各地で、グリーンカーテンやライトダウン、打ち水など、地域特性や季節に合わせた環境保全行動が広がってきています。
- 事業者においては、熊本県環境保全協議会・熊本地区省エネルギー委員会など、事業者団体による自主的な研修機会の充実や、ISO14001やエコアクション21といった環境マネジメントシステムの導入、省エネ設備の設置などが進められています。また、熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づく「事業活動温暖化対策計画書制度」により、事業者による自主的な取組がなされ、平成26年度末時点で、292事業者が温室効果ガスの排出の抑制に取り組んでいます。
- 地域の環境と企業活動の両立を図るため、地域と企業が環境保全（公害防止）協定等を締結し、地域の自然的、社会的条件や事業活動の実態に即応した環境保全行動が行われています。
- 県民一人ひとりが身近な海域環境への理解を深め、海域環境保全に率先して取り組むことができるよう、平成14年度から「くまもと・きれいな川と海づくりデー」（川や海の一斉清掃活動）等の啓発活動を実施しています。

(図5-2) 環境月間における環境保全活動等への参加者数



出典：環境立県推進課作成

課題

- 県民が総ぐるみとなって環境への配慮を当たり前のこととして行う社会の実現に向けては、近年の環境への意識の変化を継続的な行動へとつなげていく必要があります。
- 優れた環境保全行動を表彰するとともに、それを広く啓発することで、県民の自主的な環境保全行動の一層の広がりを促進していく必要があります。
- 環境と経済の好循環に向け、環境に配慮した消費行動とともに、事業者の環境経営や環境保全事業、環境産業の展開を促進する必要があります。
- 県は率先して様々な場面で環境保全に係る取組を進めるとともに、市町村においても、グリーン購入の促進や、地球温暖化対策実行計画の策定を促す必要があります。
- 環境保全活動団体など各主体ごとの取組だけでなく、県民総ぐるみとして、連携した環境保全活動に継続的に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

- 身近な地域の環境保全活動等により多くの県民が積極的に参加できるよう、環境保全活動の他、各種環境関連イベント等に関する情報の効果的な提供に努め、参加の意識を促します。
- 「くまもと景観賞」や「くまもと環境賞」、「くまもと環境大賞」などの環境保全行動の表彰及び事例の紹介に取り組みます。
- 再生可能エネルギーやリサイクル分野など様々な分野での環境産業の振興を促進します。
- エコアクション21等の環境経営に関する認証制度や事業者の計画書制度への参加について、取得・参加にあたっての支援や、インセンティブを充実する等、事業者の自主的な環境保全の取組を促します。

- 熊本県環境保全協議会が行う環境保全のための研修会・講演会の開催、情報誌の発行等の取組を支援し、事業者における環境意識の普及・啓発に努めます。
- 事業者と地域住民等との間における環境保全協定（公害防止協定）の締結を促進します。
- 県において、以下の率先した取組を推進します。
 - ・独自の環境管理システムである「環境管理のしくみ」の適正な運用に努めます。
 - ・グリーン購入を推進します。
 - ・地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画を推進します。
 - ・公用車のエコドライブに努めます。
 - ・公用車の低公害車への切り替えを推進します。
- 市町村における地球温暖化対策実行計画等の策定を支援します。
- 熊本県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員等と連携して、各地域におけるネットワーク強化や先進的な取組の拡大をめざします。
- 環境美化行動の日やみんなの川と海づくりデーへのより多くの県民の参加を促進し、県民総ぐるみの環境保全活動の一層の展開に努めます。

【自主的な環境保全行動の推進に係る数値目標】

| 指標 | 現状 | 目標値 (H32) | 目標設定の考え方 |
|---------------------------|-----------------|--------------|-----------------------|
| 環境月間における環境保全活動等への参加者数(年間) | 11.8万人 (H26) | 年々増加 | 積極的に環境保全活動等に取り組む人を増やす |

